

(裏面)

許可の区域	久留米市（田主丸町、北野町を除く。）の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市御井旗崎二丁目24番33号	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ 感染性一般廃棄物	空カン・空ビン及びペットボトル
	事業系一般廃棄物に限る。	
搬入先施設名称	上津クリーンセンター及び 宮ノ陣クリーンセンター	宮ノ陣クリーンセンター

許可の区域	田主丸町の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市田主丸町上原58番地	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ	
	事業系一般廃棄物に限る。	
搬入先施設名称	うきは久留米環境施設組合 (耳納クリーンステーション)	

許可の区域	北野町の区域	
区域を所管する事務所の所在地	久留米市北野町中511番地10	
事業の範囲	積み替え保管を含まない。	
	燃やせるごみ	
	事業系一般廃棄物に限る。	
搬入先施設名称	甘木・朝倉・三井環境施設組合 (サン・ポート)	